

# 議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和4年 8月 3日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和4年8月3日(水) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中村 榮 憲	出	松隈	築地 孝 彦	出
副会長	原 武 学	出	石動	元石 久 隆	出
2	江口 啓 子	出	三津	城尾 良 信	出
3	中村 佐代子	出	大曲	福島 啓 洋	出
5	城島 訓 浩	出	吉田	北島 知 典	出
6	荒木 清 隆	出	田手	森 勝 浩	出
7	森田 利 光	出	豆田	原 隆 司	出
8	小林 宏	出	箱川	江頭 秀 臣	出
9	大坪 敏 博	出			
10	木下 大 学	出			
11	内川 正 良	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 多良 和孝	副課長 長野 充貴 係員 田中 貴章
-----	-------------	-----------------------

5. 議事録署名委員の指名 7番 中村 佐代子 委員 8番 伊東 憲幸 委員

6. 議 事

第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	2件
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	3件
第2号議案	農地転用許可後の事業計画変更承認申請案件	1件
第3号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	4件
第4号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和3年度 第5号農用地利用集積計画(案)の決定案件	5件
第5号議案	農地形状変更等届出書	1件

○ **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和4年8月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。

○ **会長** 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくをお願いします。

(会長 あいさつ)

○ **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11名中11名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は8名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第6条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

○ **議長** それでは、総会の次第によりまして、2番の議事録署名委員の指名を行います。

7番 中村 佐代子 委員 8番 伊東 憲幸 委員、議事録署名をお願い致します。

○ **議長** 3番の議事に入ります。

第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	2件
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	3件
第2号議案	農地転用許可後の事業計画変更承認申請案件	1件
第3号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	4件
第4号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和3年度 第5号農用地利用集積計画(案)の決定案件	5件
第5号議案	農地形状変更等届出書	1件

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第1号報告について説明をお願いします。

○ **議長** 1ページをお願いします。農地法第18条第6項の規定に基づく通知書案件 整理番号合意解約-1~2について説明を求めます。

○ **事務局長** 1ページをごらんください。第1号報告 農地法第18条第6項の規定に基づく通知書案件 整理番号 合意解約-1~2について説明します。

整理番号 合意解約-1~2 を朗読。

説明は以上です。

○ **議長** 続きまして、第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件整理番号3-1について説明を求めます。

○ **事務局長** 3ページをごらんください。第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号3-1について説明します。整理番号3-1を朗読。所有権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、4ページの調査書のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、5ページに位置図、6ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **1番(〇〇委員)** 現在荒れているためそこを綺麗にして野菜を作るという事なので異議はありません。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇推進委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇推進委員** 問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。  
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件整理番号3-2について説明を求めます。

○ **事務局長** 7ページをごらんください。第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号3-2について説明します。整理番号3-2を朗読。所有権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、8ページの調査書のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、9ページに位置図、10ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員及び〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇番(〇〇委員)** 耕作道路もなくほかの人では耕作できないので問題ないと思います。

○ **〇番(〇〇委員)** 地元の所有者は体力もなくほかの農地も小作に出されているとのことなので問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇推進委員ご意見をお願いします。

○ ○○推進委員 問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件整理番号3-3について説明を求めます。

○ 事務局長 11ページをごらんください。第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号3-3について説明します。整理番号3-3を朗読。所有権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、12ページの調査書のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、13ページに位置図、14ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○番(○○委員) 問題ないと思います。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○推進委員ご意見をお願いします。

○ ○○推進委員 現地を確認しましたが傾斜地なので野菜を作るのは大変かなと思いましたが、地区と同意も取れているのなら問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第2号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請整理番号変更-1について説明を求めます。

○ 事務局長 15ページをごらんください。第2議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請整理番号 変更-1について説明します。

整理番号 変更-1を朗読。説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○番(○○委員) 以前から造成してから作業が進まないなと思っていました。申請地南側には田んぼがあり大雨が降ると流入する恐れがあったため、今回事業を承継し調整池を設置するとのことだったので問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇最適化推進委員** 以前はみかん山だったのですが、造成されしばらくの期間そのままの状態になっていました。事業が中座していた状況でございます。今回新たな企業が承継することなので問題ないかと思えます。

○ **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思えます。

○ **議長** 続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-1について説明を求めます。

○ **事務局長** 19ページをごらんください。第3議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-1について説明します。

整理番号5-1を朗読。申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。転用目的の調整池及び倉庫用地は、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、21ページに位置図、22ページに字図の写し、23ページに土地利用計画図、24ページに建物立面図、25ページに建物平面図、26~27ページに建物立面図、28~32ページに断面図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 先ほども申しましたように、今の状態では周辺農地に流入する恐れがあるので早く調整池を整備してほしいです。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇最適化推進委員** 調整池は主に雨水を溜めることになると思うんですけど、南側に土地改良のおおきな水路があるため問題ないと思えます。

○ **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **〇番（〇〇委員）** 倉庫ということでしたが、トラックが往来すると思いますがどれぐらいの台数が出入りしますか。

○ **代理人** この施設は低温倉庫となっております、米や麦を冷やす倉庫となっております。米麦の

収穫時期が主な搬入の時期となってまして、それ以外の時期については、自家用車が数台出入りするくらいだと思います。

車の大きさは、大きいもので 10m くらいの車両になるかと思いますが。台数については生産量の兼ね合いとかもありますので正確な数字がちょっと。進入路の安全性などは佐賀県の公安委員会に諮って道路の構造や、隅切りも十分だということでした。

○ 番（○○委員） 米麦という事でしたけど佐賀県以外からも持ってくるのですか。九州全域ですか。

○ 代理人 事業者から聞いているのは佐賀県のみとのことでございます。

○ 迎推進委員 低温倉庫ということですが、だいたい何坪くらいの倉庫を予定しているんですか。

○ 代理人 一棟当たり約 1,200 坪で 1 棟を 4 ブロックに分ける計画のため 1 ブロック 300 坪になります。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県に進達し、同日で許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 5-2 について説明を求めます。

○ 事務局長 33 ページをごらんください。第 3 議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-2 について説明します。

整理番号 5-2 を朗読。申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。転用目的の調整池及び倉庫用地は、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、34 ページに位置図、35 ページに字図の写し、36 ページに土地利用計画図、37 ページに断面図、38・39 ページに建物平面図、40 ページに建物立面図、41・42 ページに建物平面図、43 ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○番（○○委員） 西側が工業団地になっていて周りも宅地なので問題ないと思います。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○○最適化推進委員 ここは手入れがされていなく荒れている状態だったので近所の人から

したらよかったんじゃないかと思えます。問題ないと思えます。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-3について説明を求めます。

○ **事務局長** 44ページをごらんください。第3議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-3について説明します。

整理番号5-3を朗読。申請地は、第3種農地となることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地と判断されます。転用目的の一般住宅は、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、45ページに位置図、46ページに字図の写し、47ページに土地利用計画図、48ページに断面図、49ページに建物平面図、50・51ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 問題ないと思えます。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、北島委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇最適化推進委員** 問題ないと思えます。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-4について説明を求めます。

○ **事務局長** 52ページをごらんください。第3議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-4について説明します。

整理番号5-4を朗読。申請地は、水管、下水管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設又は公共施設

が存するため、第3種農地と判断されます。転用目的の一般住宅は、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、53ページに位置図、54ページに字図の写し、55ページに土地利用計画図、56ページに建物平面図、57ページに建物立面図、58ページに断面図を添付しております。

説明は以上です。

- 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- 〇番（〇〇委員） 問題ないと思います。
- 議長 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
- 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県に進達し、同日で許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第4号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和4年度第5号農用地利用集積計画（案）の決定案件について説明を求めます。

○ 事務局長 59ページをごらんください。第4号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。田が1筆588㎡、合計の588㎡となっております。

次に60ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積3,231,864.87㎡、今回解約面積3,289㎡、今回計画といたしまして-2,469㎡、現在の合計3,226,106.87㎡となっております。農用地利用集積計画については以上です。

○ 議長 続きまして、第5号議案 形状変更について説明を求めます。

○ 事務局長 61ページをごらんください。第5号議案 形状変更について説明します。第5号議案朗読。説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員及び〇〇委員ご意見をお願いします。

○ 〇番（〇〇委員） 問題ないと思います。

○ 〇番（〇〇委員） 問題ないと思います。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

- ○○最適化推進委員 問題ないと思います。
- 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- ○番(○○委員) ここに新たにハウスを建てるんですか。
- 事務局 建てます。
- ○番(○○委員) 何を植えられる予定ですか。
- 事務局 みかんとブドウです。
- 議長 皆様によく理解していただきたいのは、これは県営の事業で行われるという事です。法人経営整備事業で県の方が農家所得を上げようという形のなかで進めていると思います。
- ○番(○○委員) 今回はハウスは立てずに盛土だけの申請ということですね。盛土をするなら当然ダンプが入ってくると思うのですが、この土地はパイプが入っているのでそれを壊さないように盛土をお願いしたいと思います。
- 事務局 それに関しては東部土地改良区、吉野ヶ里土地改良区に形状変更の届出を提出されたおり、それに伴い土地改良区から意見書ということで、埋設管を破損させないように注意する旨書いてあります。
- ○番(○○委員) 意見書が出てるならいいんですけど、北側の道路は軽トラック一台がやっとなんですよ。そこに3tとか10tとか入るとたぶん道路がダメになる。そういうこともわかってしてあるのか。そこらへんを十分注意していただきたいと思います。
- 議長 許可書出すときそういうふうに十分注意することって付け加えてよかやんね。
- ○番(○○委員) この地域は鴨井手、今回綺麗に回収したんですよ。水利組合を作ったわけですよ。その中で水を取るかわからんばってんが、ミカン園とかすればいくら水は必要だろうから。使うならば1反あたり200円徴収すると決められているわけなんですよ。それを納入してくださいと言ってください。そがんと聞いてないと言って納められないと困るんですよ。農業委員会の中で発言しましたが、言ったって証拠がないので確実に本人に伝えてください。
- 事務局 水利の問題については今回審議しているのはあくまでも盛土申請の分になります。水利の話になると関係機関と協議するべきだと思います。農業委員会ではですね水利の話は協議の対象にならないんですよ。今言われた反あたり200円の話は審議の対象にならないんですよ。ですので水利のことは水利のとこときちんと話を進められたほうがいいんじゃないですか。
- ○番(○○委員) それ誰が言うんですか。あなたたちが言ってくれるんじゃないと。

- **議長** 許可書に水利組合と十分協議することって書いとったらよかやんね。今出たこと色々心配されとるけんさ。本人も知りませんでしたじゃすまされんけん。
- **9番(柿本委員)** 議事録に残っとらんけん知らんとか言われたらいかんけんそこはあなた達が知らせてよ。あともう一つ。北側の道路は農道ですから工事中は停めないようにお願いしたいと思います。
- **迎推進委員** この申請で気になったのが、県の方からこういう申請を上げなさいとのことだったみたいですが、40センチ盛土するとのことですけど、もし何かあった場合に現状に戻す場合申請人の所有者が戻すことになると思うんですが、元の水田に戻すにはそれ相当の費用がかかると思うんですよね。まあ盛土は当然麦米がされるんじゃないかと思うんですが、費用は。ただそれよりもむしろ形状変更が先じゃなくて賃貸借がさきで、その後に麦米が盛土をしていくという申請がいいんじゃないかなと思います。これが妥当なんですかね。後々のことが気になって。それともう一つ県営の事業という事なんですけども、県単の。株式会社とこの民間の企業が対象になるんですかね。営農の888という事だったんですけども。ふつうは農家や農業法人、まあ麦米は農業法人かもしれないですけど。この二点が気になります。
- **7番(中村委員)** 麦米じゃなくて大地ってところがしよるとでしょ。関連のどこみたいな。系列の。
- **議長** 結局ですね、今皆さんが言われたのは私たちが事前協議で実は私もそのことが一番心配だったんです。事業がうまくいっている間はいいんですけど、うまくいかなかった場合誰が元に戻すのかという問題、盛土しとるけんどっちみち宅地にしたらよかという話が出てきたらという問題。出てきやせんかという話をしたんですよ。しかしこれは県営事業ですからというのが頭にくるわけですね。この事業では一番の問題だったんです。そこが。
- **〇番(〇〇委員)** 私たちも県が、町がて言われると反対されんもん。
- **〇〇推進委員** いやいやそういう問題じゃないですよ。県単の事業ならそれ相当の要件があると思うんで、麦米はおそらく民間ですからそこが県単を使う、しかも無償。現状に戻すのは誰がするのか。うまくいかなかった場合。それを含めての県単事業なのか。さらには形状変更は所有者がするのではなくて、賃貸借が先ではないかと思ったもんですから。
- **事務局** 形状変更というものは元々土地の所有者が行うものであって、実際するのは大地なんですよ。経営法人なんですけども。大地とうちの土地改良と県で会長も言われていました888運動の話を進めていたみたいなんですよ。我々の農業委員会にはその話は来ていなくて、まあ農地を農地として

使う計画なので。ですから今回は事業の前段階でこの後に利用権設定なりされるという認識だったんですね。もともと農地を農地として使う事業にの中で我々事務局の方にそういった詳しい話がない状態で盛土をしたいんだけどという話が来ましたので、通常は所有者が盛土の申請をされますのでという説明を我々がしてですね、それで麦米ではなく所有者が申請している状況なんですよ。そして会長・副会長と事前協議をしていく中で事業の概要をそこで初めて知ったんですよ。本来言われるとおりの盛土をした後うまくいかず元に戻そうとしたとき中々難しいと思うんですよ。それも含めて整備係の担当から話を聞いたところ、実際は麦米が盛土を行い県がハウスを建てると。そして10年間継続の事業とのことでした。10年間やっていって10年過ぎたらあとは事業者が管理運営をお願いしますという内容だったと思います。ですのでハウスは県・盛土は麦米・申請は所有者という事で今回に至っているんですよ。

○ ○○推進委員 いや盛土されるのはどこでもいいんですよ。あとの問題がどうなのかという事で。後の心配はしなくていいと言われればそれでいいんですけど。農業委員会が承認したからという話になるとね。どうなのかなと。まあ地権者の方が了承されているのでいいと思いますけど。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 事務局長 それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。

これをもって、本日の総会は終わります。